

議第58号

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例および滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成29年 3 月 10 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例および滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第10第5項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、「締結していない」の右に「」と、「経費」とあるのは「経費（雇用契約を締結している利用者に支払うべき賃金を含む。）」を加え、同号を同項第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

(6) 賃金および工賃の支払に要する費用については、原則として、自立支援給付として支給を受けた金銭をもって充てないこと。ただし、災害その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

別表第10第5項第3号中「第1号」を「第2号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号を同項第4号とし、同号の前に次の1号を加える。

(3) 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、雇用契約を締結している利用者に支払うべき賃金の総額以上となるようにすること。

別表第10第5項第1号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識および能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとする。

議第58号
滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例および滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

別表第10第7項中「および非常災害対策」を「、非常災害対策ならびに利用者の賃金および工賃ならびに労働時間および作業時間」に、「第6項」とあるのは「別表第10第7項」を「、第6項」とあるのは「、別表第10第7項」に改める。

別表第11第1項第2号イ中「別表第10第5項第1号および第2号」を「別表第10第5項第2号および第4号」に、「同項第1号」を「同項第2号」に改め、同表第2項第2号中「第12項（第3号）」を「第12項（第2号）」に改める。

別表第14第9項中「別表第10第6項第1号および第2号」を「別表第10第5項第2号および第4号」に、「別表第11第1項第2号ア」を「別表第11第1項第1号および第2号ア」に、「別表第10第5項第1号」を「別表第10第5項第2号」に改める。

（滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年滋賀県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第6第7項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、「締結していない」の右に「」と、「経費」とあるのは「経費（雇用契約を締結している利用者に支払うべき賃金を含む。）」を加え、同号を同項第6号とし、同項第3号中「第1号」を「第2号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号を同項第4号とし、同号の前に次の1号を加える。

(3) 就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、雇用契約を締結している利用者に支払うべき賃金の総額以上となるようにすること。

別表第6第7項第1号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識および能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとする。

別表第6第9項中「時間ならびに」を「時間、」に改め、「実施地域」の右に「ならびに利用者の賃金および工賃ならびに労働時間および作業時間」を加える。

別表第7第2項第2号中「別表第6第7項第1号および第2号」を「別表第6第7項第2号および第4号」に、「同項第1号」を「同項第2号」に改める。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第1条のうち滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例別表第10第7項中「および非常災害対策」を「、非常災害対策ならびに利用者の賃金および工賃ならびに労働時間および作業時間」に改める改正規定および第2条中滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例別表第6第9項の改正

規定は、同年7月1日から施行する。

議第58号

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例および滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービスの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案